



就学援助制度のご案内です

問 多久市教育委員会 学校教育課 ☎0952-75-2227



経済的な理由により、就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学校給食費や学用品費の一部を援助します。

■援助対象者

生活保護法に規定する要保護世帯に準ずる程度に困窮していると認められる世帯

■援助項目

給食費、学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、宿泊訓練費など

※新入学児童生徒学用品費について

新1年生と新7年生は認定後4月の初めに新入学児童生徒学用品費が支給されます。受給を希望される人は2月中に申請してください

■申請方法

教育委員会学校教育課で申請を受け付けます。申請後に定例教育委員会で審査し、認定の可否を決定

しています。

世帯の収入や資産状況などによって認定されない場合があります。

なお、現在受給中の人には学校を通じて申請書を配布します。来年度も受給を希望する人は申請書を提出してください。



お知らせ

ご存じですか？「本人通知制度」

問 市民生活課窓口係 ☎0952-75-6116



住民票の写しや戸籍を代理人や

第三者に交付した場合、本人に対し交付をお知らせする「本人通知制度」を行っています。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

■対象者

多久市に住民票または戸籍がある人（海外在住者は登録できません）

■通知する内容と方法

○証明書交付年月日、証明書種別、枚数、請求者の区別
○特定記録郵便による通知
※必要な書類など、ご不明な点は問い合わせください

男女共同参画 特別上映会のお知らせ

問 総合政策課 男女共同参画係 ☎0952-75-2116



性別に関わりなく、いきいきとした生活が送れる社会をめざして活動を行う「多久市男女共同参画ネットワーク」が男女共同参画社会の啓発・推進のため、上映会を開催します。



■男女共同参画特別上映会

映画「あの日のオルガン」

■日時 2月18日(日)

13時30分～15時

■場所 中央公民館大ホール

■主催 多久市男女共同参画ネットワーク

※ごなたでも無料で観覧できます（先着250人）